

福山ブランド認定品・登録活動発信業務委託 仕様書

1 業務名

福山ブランド認定品・登録活動発信業務

2 業務の目的

福山市では、魅力あふれる都市のイメージの確立を目的に、2014年（平成26年）3月に「福山市都市ブランド戦略」を策定し、「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」「認定」「発信」の5つの柱に基づき事業を進めている。

戦略においては、福山ブランド認定品・登録活動を効果的に主に市内に発信し、「福山ブランド」の認知度を向上させるとともに、認定品の販路拡大及び登録活動の広がりを生み、本市の都市イメージの向上に繋げることを目的としている。

そのため本業務では「福山ブランド」の認定品・登録活動の「未認知層に対する情報発信」及び「ブランドとしての認識に到るまでの離脱防止」、「福山ブランドの浸透によるシビックプライドの醸成」に寄与する情報資産やUser Generated Contents（以下UGCと記す）の生成を念頭においた業務の実施を目標とする。

3 業務履行期間

契約締結の日から2023年（令和5年）2月28日（火）まで（成果物の納期は別途定める。）

4 業務内容

プロモーションアイテムの制作、SNSでの企画実施及びこれらに伴う取材

ア ポスター作成

- ・第8回福山ブランド認定品・登録活動及び福山ブランド認定・登録制度を紹介するポスターを作成すること。また、内容が認知・興味に結びつくものであること。

仕上げ：B2・フルカラー

校正：文字校正1回，色校正1回

種類：10事業所分（福山ブランド第8回認定品・登録活動10事業所を想定。作成時は実際に認定となった事業者の数を作成。第7回までの認定品・登録団体数については、※参考を参照。）

印刷：70部（7部×10種類）

イ リーフレット作成

- ・未認知層に訴求し、5～8回認定・登録事業者の認知・興味に結びつける内容にすること。

仕上げ：A3・フルカラー，両面印刷（片手サイズに折って見ることのできるもの）

校正：文字校正1回，色校正1回

種類：11種類（10事業所分に加え，全事業所を統括したもの1種類を想定。作成時は実際に認定となった事業者の数を作成。第7回までの認定品・登録団体数については、※参考を参照。）

印刷：1100部（100部×11種類）

ウ 第8回福山ブランド認定・登録事業者紹介動画制作

- ・第8回福山ブランド認定・登録事業者の紹介動画制作
- ・各認定・登録事業者のポリシーや挑戦，認定・登録内容等を多角的にキュレーションすることで，福山ブランドへの興味・推奨に結び付く内容であること。

種類：10 事業所分作成（福山ブランド第8回認定品・登録活動10事業所を想定。制作時は実際に認定となった事業者の数を制作。第7回までの認定品・登録団体数については，※参考を参照。）

時間：各事業所 30 秒程度

掲載：YouTube 及び福山ブランド特設ホームページ

エ 福山ブランドの SNS での企画提案及び実施

- ・第8回福山ブランドをPRする SNS の企画提案を行い，実施すること。
- ・福山市公式 SNS (Facebook, Instagram, Twitter) の利用も可能

オ プロモーションアイテムの制作等に伴う取材及び，認定・登録団体との連絡調整

- ・前項ア～エに掲げる制作に伴う取材撮影を行うこと。なお，福山ブランドサイト (<http://fukuyama-brand.jp/>) の更新に必要な情報もこの取材にて取得し，データを制作すること。
- ・取材撮影に必要な認定・登録団体との連絡調整を行うこと。

※ 「ポスト・コロナ」「ウィズ・コロナ」に伴う，社会変革に対し人々にどのような意識の変化や関心が生じているか根拠を記し，併せて生じた，意識の変化や関心について，プロモーション上でテーマとなる言葉を記し，そのキーワードに配慮した内容を提案すること。

※ 福山ブランド認定品・登録活動を未認知層向けに，認知・体験・推奨といった点を意識し，シビックプライドの醸成に寄与するものであること。また，企画はUGCの発生を促すものとする。

※ 参考 第7回までの認定品・登録団体数

	第7回	第6回	第5回	第4回	第3回	第2回	第1回
産品・サービス部門	10	4	7	3	5	7	5
素材・技術部門	3	1	2	2	1	4	
登録活動部門	1	3	1	2	3	2	6
合計	14	8	10	7	9	13	11

5 業務場所

本業務における履行場所は，次のとおりとする。

- (1) 福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町3番5号）
- (2) 受注者の所在地
- (3) 福山市が指定した場所

6 執行体制

- (1) 受注者は，本業務に必要な人員を配置し，責任者及び副責任者を明らかにすること。

(2) 4に掲げる業務内容を遂行するにあたり十分な人員を配置すること。

7 納入要件

(1) 納入成果物

本業務において予定する成果物は次の通りである。

成果物の内容については、本業務の受注者が決定後、本市と協議のうえで取り決めるものとする。

ア 実施体制図・委託業務実施計画書

イ 作成・印刷物一式

ウ 業務完了報告書

※ 受注者との協議等に基づき詳細を決定する。

※ 納品物件は紙媒体及びデータで提出すること。

(2) 納入期限及び納入場所

ア 納入期限 提案のあった制作物ごとに別途協議により決定する。

イ 納入場所 福山市市長公室情報発信課

8 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、福山市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

9 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11 業務実施上の条件

(1) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。

(2) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。

(3) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。